

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Competition

---

2025 年 5 月 30 日

### COMPETITION NEWSLETTER(2025/5)

#### Contents

---

- I. 公取委、「令和 6 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」を公表
  - 1. はじめに
  - 2. 排除措置命令等の傾向
  - 3. IT・デジタル関連分野における取組
  - 4. その他の傾向
  - 5. おわりに
- II. 2025 年 2 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News (受賞歴)

## I. 公取委、「令和 6 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」を公表

弁護士 臼杵 善治 / 弁護士 横山 萌香

### 1. はじめに

令和 7 年 5 月 1 日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)より、「令和 6 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(以下「本公表資料」という。)が公表された<sup>1</sup>。本公表資料によれば、令和 6 年度は、法的措置の件数が直近 5 年の中で最も多くなっており、公取委が独占禁止法の執行を強化している傾向が認められる。具体的には、排除措置命令が令和 5 年度の 4 件(18 名の事業者)から 21 件(61 名の事業者)へ、課徴金総額が昨年度の 2 億 2,340 万円から約 37 億 604 万円へ、課徴金減免制度が適用された件数が昨年度の 4 件(13 名の事業者)から 16 件(53 名の事業者)へと大幅に増加しており、また、事案も、価格カルテル、入札談合、受注調整、不正な取引方法の各違反類型を取り上げるとともに、執行対象の事業もデジタル分野から、医療関係、物流関係等、広範にわたっている。以下、公表された公取委の独占禁止法違反事件の処理状況についてコメントすることとしたい。

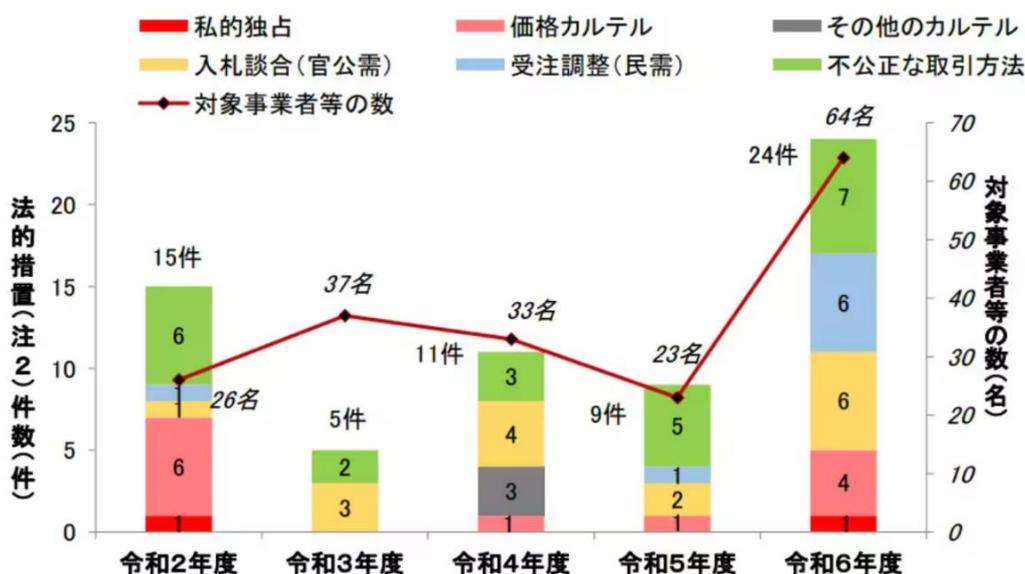
---

<sup>1</sup> <https://www.jftc.go.jp/file/5/1a.pdf>

## 2. 排除措置命令等の傾向

令和6年度は、価格カルテル4件、入札談合6件、受注調整6件、不正な取引方法5件の合計21件の排除措置命令と、私的独占1件(競争者に対する取引妨害等を含む。)、優越的地位の濫用1件、抱き合わせ販売等1件の合計3件の確約計画の認定<sup>2</sup>、合計24件の法的措置<sup>3</sup>が行われ、令和5年度の合計9件よりも大幅に増加する結果となった<sup>4</sup>。

法的措置件数等の推移



(出典:本公表資料2頁)

令和6年度における法的措置のうち特筆すべき点は、大規模な価格カルテルや受注調整への厳正な措置がなされたことである。大手の損害保険会社が企業向け損害保険料の事前調整や自治体が発注する損害保険について入札談合を行っていた事案<sup>5</sup>においては、違反事業者5名に対し、合計約21億円の課徴金納付命令がなされた。また、公取委は、このような損害保険会社らによる独占禁止法違反行為の多くが、共同保険の組成過程において行われていたこと等を踏まえ、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、共同保険組成に係る留意点等を公表した<sup>6</sup>。

このほかに特筆すべき点としては、まず、確約手続の対象である不正な取引方法について5件の排除措置命令が出されている点がある。確約手続の黎明期である令和元年度には、不正な取引方法に対する排除措置命令が2件出されているものの、楽天株式会社に対する件<sup>7</sup>で確約計画を認定して以降は、不正な取引方法については、専ら確約手続が利用されてきた。そのため、令和6年度において、5件もの排除措置命令が出されたことは注目に値する。また、24件の法的措置に加えて、さらに8件の警告事案がある点にも着目したい。この8件の中には、不正な取引方法の中でも価格制限効果が明らかな再販売価格拘束に関する事案が2件あることが特徴的である。なお、公取委の優越的地位濫用

<sup>2</sup> 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公取委が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公取委は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

<sup>3</sup> 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令および確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

<sup>4</sup> 本公表資料において、私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類されている。

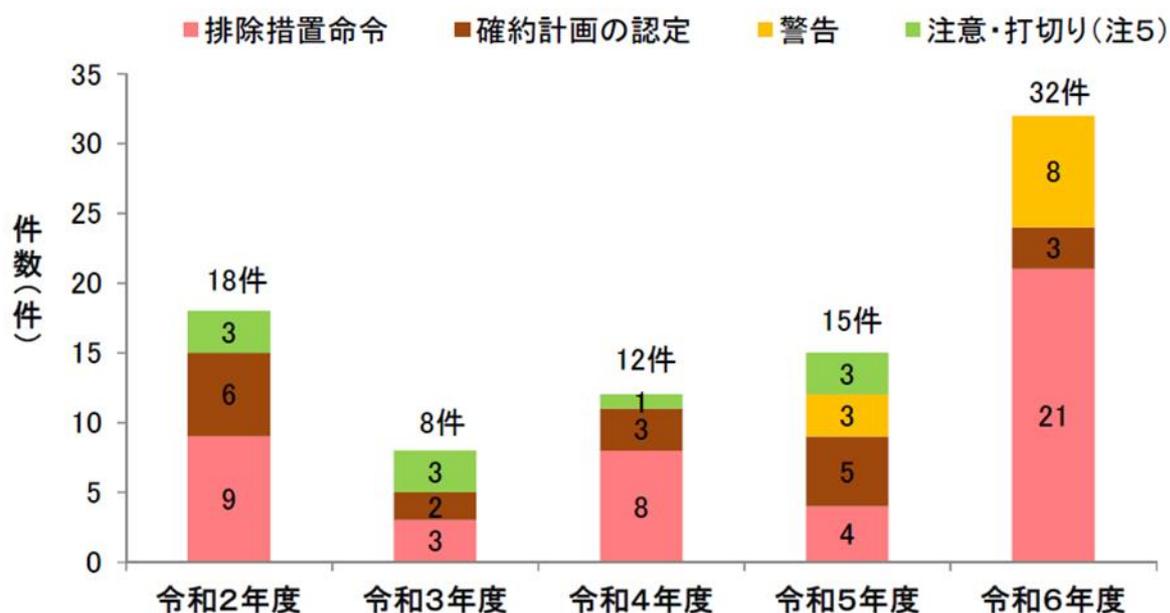
<sup>5</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031\\_shinsa.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html)

<sup>6</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031\\_shinsa\\_betten1.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa_betten1.pdf)

<sup>7</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191025.html>

事件タスクフォースが中心となって、優越的地位の濫用の疑いがある事案 3 件についても警告が行われた。

排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移<sup>8</sup>



(出典:本公表資料 3 頁)

### 3. IT・デジタル関連分野における取組

公取委は、令和 6 年度においても、IT・デジタル関連分野について、イノベーションが阻害されないように迅速に競争状況を回復する目的で、排除措置命令のみならず、確約計画の認定や自発的な措置の申出によって審査を終了させる等の措置を行う等、各事案に応じた効果的な措置を実施した。

たとえば、株式会社 MC データプラスが、自らが提供する建設業向けクラウドサービスにおいて、ユーザーが他社サービスへ切り替えられないよう、ユーザー登録情報等を出力できないようにしていた事案<sup>9</sup>においては、株式会社 MC データプラスが同行為をとりやめ、ユーザー登録情報等を他社に提供する行為を一律に禁止する行為をすでに行っていない旨を確認すること等を内容とする排除措置命令がなされた<sup>10</sup>。また、Google LLC がヤフー株式会社に対し、検索エンジンおよび検索連動型広告の技術を提供するに際し、モバイル・シンジケーション取引<sup>11</sup>に必要な技術の提供を制限した事案<sup>12</sup>においては、Google LLC が同行為をとりやめ、その内容を関係当事者に周知徹底する等の確約計画の認定を申請したところ、公取委は、これらの確約計画が独占禁止法上の認定要件に該当すると認め、当該確約計画を認定した。

このように、公取委は、各事案の内容を踏まえて、迅速かつ効果的な処理を行うことにより、競争秩序の早期回復を図ることを企図している。また、公取委は、IT・デジタルタスクフォースを設置し、当該分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施しており、令和 6 年度においては 110 件の情報を受け付けた。

8 図中の注意・打切り件数は、事案の概要を公表したものに限られている。

9 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241224nijo.html>

10 本公表資料 42 頁によれば、株式会社 MC データプラスは、公取委の排除措置命令に対し、東京地方裁判所に取消訴訟および執行停止の申立てを行い、令和 7 年 3 月 27 日の決定により、一部執行停止の申立てが認容されている。

11 検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者分配到する取引をいう。

12 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240422\\_digijyo.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240422_digijyo.html)

#### IT・デジタル関連分野における情報受付件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
情報受付 件数	182	140	139	83	110

(出典: [本公表資料](#) 19 頁)

## 4. その他の傾向

課徴金減免申請件数は、109 件と昨年度の 156 件に比べて減少したものの、引き続き多くの申請がなされている。また、課徴金減免制度が適用された事業者数は 53 事業者、法的措置件数は 16 件と令和 5 年度の 13 事業者、法的措置件数 4 件より増加している。

課徴金減免申請件数が減ったにもかかわらず、課徴金減免制度が適用された事業者数等が増えているのは、損害保険会社が保険料の事前調整を行っていた問題に関連して、当事会社および関連会社が社内調査を行い、その結果を受けて令和 5 年度中に課徴金減免申請を行っていたものが、令和 6 年度になって適用されたことが原因であると推測される。

#### 課徴金減免申請件数の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
申請件数	33	52	22	156	109	1,682

(出典: [本公表資料](#) 5 頁)

また、令和 2 年に公取委への調査への協力度合いに応じた課徴金の減額を認める調査協力減算制度が制定されているところ、令和 6 年度においては 13 事件 29 事業者(令和 5 年度においては 4 事件計 9 名の事業者)に対し同制度の適用がなされ、課徴金が減額されている。

さらに、昨今の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の急激なコスト上昇を受けた受注サイドの事業者からの発注サイドの事業者に対する価格転嫁の要請に関連した発注サイドの事業者による行為、荷主と物流事業者との取引における荷主の行為等について 41 件もの注意が行われた。

## 5. おわりに

冒頭にも述べたとおり、令和 6 年度は、法的措置の件数が直近 5 年の中で最も多くなっている。公取委は、コロナ禍の影響を完全に脱し、独占禁止法の執行を強化している傾向が顕著といえる。そして、今後も法的措置の件数が増えるか、少なくとも現状の水準が維持されるのではないかと予測される。また、令和 7 年 5 月 12 日に公表された「令和 6 年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」<sup>13</sup>によれば、下請法の勧告件数も大幅に増加しており、公取委は、独占禁止法のみならず、下請法についても執行を強化している傾向が明らかである。事業者にとっては、このような公取委の活発な法執行の動きを踏まえて、独占禁止法に関するコンプライアンス体制の確認が求められると考えられる。

また、令和 4 年度は 0 件であった警告等の件数が、令和 5 年度は 3 件、令和 6 年度は 8 件(事業者団体による構成事業者の機能または活動の不当な制限 1 件、不当廉売 2 件、再販売価格の拘束 2 件、優越的地位の濫用 3 件)と増加しており、今後も同様の傾向が続くことが予想される。警告は、違反認定こそされないが、独占禁止法違反のおそれがあるも

<sup>13</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250512.html>

のとして公表の対象となるため、事業者にとってはレピュテーションの観点から重い手続となる。したがって、このような動きについても引き続き留意が必要であると考えられる。

以上

## II. 2025年2月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2025年2月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 独占禁止法における民事訴訟制度の現状と課題  
2025年5月(著:[浅沼 泰成](#))「公正取引」5月号(895号)
- ◆ 食べログ事件東京地裁判決から見るアルゴリズム変更と独禁法  
2025年5月(著:[浅沼 泰成](#)) 東京大学法科大学院ローレビュー第19巻  
原文は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 監視受託者として日本の弁護士及びエコノミストが選任された事例(公取委令和7・1・30発表)  
2025年4月(著:[原 悦子](#)) 有斐閣
- ◆ GCR - Market Review - Cartels 2025 – Japan  
2025年4月(著:[江崎 滋恒](#)、[ムシス バシリ](#)、[石田 健](#)) Global Competition Review  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 企業法務のリーガル・リサーチ  
2025年3月(著:[鈴木 剛志](#)、[門永 真紀](#)、[綱島 康介](#)、[坂本 佳隆](#)、[福田 淳](#)、[田子 小百合](#)、[吉澤 優](#)、[青木 俊介](#)、[山内 真之](#)) 有斐閣
- ◆ 条解景品表示法  
2025年3月(著:[石田 健](#)、[橋本 康](#)、[徳備 隆太](#)、[吉川 智美](#)、[久米 野乃香](#)、[齊藤 三佳](#)) 弘文堂
- ◆ Lexology Panoramic - Dominance 2025 – Japan  
2025年3月(著:[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)) Panoramic - Dominance 2025  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 税理士のための中小企業の不正・不祥事対策ブック  
2025年2月(著:[嘉納 英樹](#)) 第一法規株式会社

### III. 事務所 News(受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が6名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2026 Edition)

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒](#)  
[万](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2025

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Asia-Pacific 2025

[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

鈴木弁護士は、2025年版から、新たにランクインいたしました。

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 臼杵 善治 ([yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com))  
弁護士 横山 萌香 ([moeka.yokoyama@amt-law.com](mailto:moeka.yokoyama@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。